



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	附属農場
Author(s)	大庭, 幸生
Citation	北大百年史, 通説, 729-745
Issue Date	1982-07-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/30034
Type	departmental bulletin paper
File Information	tsusetu_p729-745.pdf



附 属 農 場

— 小作農場を中心として —

はじめに

『東北帝国大学農科大学農場事業報告概要・大正二年度』によれば、附属農場九カ所のうち第一農場と余市果樹園は、主として学生生徒の実習、各種の試験、標本作物・家畜の栽培飼育に供し、第二農場は欧米の農業法にのっとり混同農業を実施して本道農業の研究を行い、第三以下第八に至る各農場は、もっぱら「土地貸下規程」により小作経営することを目的とした。そこで農場は経営方式によって直営と小作経営に分かれ、さらに経営目的によって前者は実験農場（第一農場・果樹園）と経済農場（第二農場・第三農場の一部）、後者は小作農場（第三・第八農場・第一農場の一部）に区分された。

本稿はこれらのうち、特に小作農場を対象をしばってその具

大 庭 幸 生

体的な経営内容を紹介し、できるだけ従来公刊されていない一九三五年（昭和一〇）以後の変化にもふれ、農場史の補完を試みようとするものである。そして農場に付与された基本財産としての客観的性格と農場の経営理念・経営方法との関連に留意し、その時代的变化の意味を併せて考えてみたい。

一 小作農場の経営

1 農場諸規程の設定

一八九五年（明治二八）四月一日札幌農学校が文部省直轄になると同時に同窓会は、同会所有の財産見積価格一〇万五三四六円余を農学校に寄付した。この内訳で一万円以上のものは畑地（四三五四歩余・四万六八六円余）、宅地（三万四二二〇

坪・二万一二三八坪)、軍事公債証書(九枚・一万一五〇〇円)、動物(一五七頭ほか・一万〇〇二七円余)であるが、特に宅地の大きさがめだつ。かくて、従来の農学校附属農園・同窓会附属農園および新たに取得された小作学田地等は、第一、第七農場に区分命名され、翌九六年の第八農場の創設とともに農学校附属農場の骨格ができたのである。

同窓会から約一三四万坪の寄付をうけ、札幌農学校の資金に属する土地は七五万五〇〇〇余坪となり、学校敷地を除く宅地・耕地・未開地について同年七月勅令で随意契約による貸付が認められた。つづいて八月二十七日「札幌農学校ノ資金ニ属スル北海道土地貸下規程」(文部省告示)が定められた。耕地・未開地は一人につき三万坪以内を貸下限度とし、未開地の成功年限は、面積と土地の種類により四年から六年以内とし、成功後五年目から貸下料をとったから、歟下期間は八、一〇年与えられたことになる。また耕地・宅地の貸下年限は一二年以内、未開地は一八年以内とし、耕地の一カ年貸下料は反当二〇銭以上二五〇銭以内とし、満四年ごとに更正するものと定めた。⁽¹⁾

この貸下規程は小作人の保護規定を欠いており、他の小作農場のものと比較して特に小作人にとって有利とは見えない。それはこのころまではまだ開墾小作人の獲得が容易でなく、小作規程には府県移住者への旅費・生活費等の補助、開墾費の支

給、さらに土地分与(開き分け)などをおり込む場合が多く、普通の小作移住者にとっては当面の生活・営農条件の有利性にひかれるからである。ただ歟下期間が普通の約二倍と長く、また貸下年限が長く、貸下料も運用により実際額は一般農場にくらべかなり低かったから、長期的にみると小作条件としては有利であったといえる。本規程はまず一八九八年十月改正され、全九条の簡易なものから全三一条で体裁がととのえられた。加わった重要な条項として、貸借契約の解除三条件や農学校長の許可を条件とする借地の転賃の承認をあげうる。特に後者は同年六月の「北海道御料地内農業地貸下規程」で禁止されたものである(事実上は黙認で、又小作関係が後年の争議原因となったことは周知のことである)。一九〇一年四月の改正では、天災・凶作時の貸下料軽減条項が付加された。

「土地貸下規程」に準拠して「未開地貸借契約書」(耕地・宅地も同様)が作成され、各借地人と学校当局との間で締結調印されたが、その中に「學術研究上必要アルトキハ期限ヲ定メ借地人ニ依テシテ作物ノ試作家畜ノ飼養又ハ一定ノ方法ニ依リ農家経営ヲ為サシメ之ヲ監督スルコトアルヘシ」という条項があり、明治年間からこのような研究上の義務のあったことがわかる。これらの規定は演習林の林内殖民にも援用されたが、その場合の義務労働は大変厳しいものであった。⁽²⁾

次に農場の管理規程として、まず一八九四年（明治二七）制定の「農場看守規程」があり、これは一九一五年（大正四）廃止されて「小作農場派出所事務規程」となり、次いで二三年六月三十日直営農場と小作農場を一括する「北海道帝国大学農学部附属農場規程」が制定された。⁽³⁾「看守規程」における土地貸下げの方法は、出願者に対し現地の事業監督・看守らが調査のうえ土地の仮引渡しを行い、三カ月以内に開墾小屋掛けに着手し前途見込みのある者へ正式貸借契約を結ぶという簡便さを旨とし、貸下土地は農場内を開放し、希望者の任意選択が許された。「農場規程」になると、現地駐在員による未開地の仮引渡しはなくなっている。そして農場の整備を反映して、これまでの天災地変その他事件（そのつど）、成功検査（十二月十日まで）、農場全般農況（八月末・十一月末の二回）の各報告事項に加えて、農場概況（一月末まで）、農場産業組合事業成績（二月十五日まで）、小作人稼穡調査（三月末まで）、土地貸下料金更正調査（七月末まで）の諸報告が駐在員の仕事とされた。

一九三六年十月二十六日新「農場規程」（全七二条）が施行され、農場を若干の組に分け、組長および稼穡調査員を置くことが定められた。また駐在員の毎月三回以上の場内巡視は最初からであるが、このたびは「農業技術の指導、小作人の情状観察、作況調査を行いかつ風紀秩序の維持に務むべし」など具体

的に規定された。⁽⁴⁾本規程は一九四四年三月三十一日廃止され、四月一日から総則部分九条をまとめた「農場規程」（全二一条）および「農場事業細則」（七五条）の二つに分けられて各施行された。⁽⁵⁾規程の第一条に「本農場ハ農学ニ関スル試験研究並ニ実習教授ヲ行フ所トス」とあり、小作部分を含む附属農場の定義としてはいささか奇異に感ずるが、これは小作制に対する風当りを考慮したせいであろうか。

2 指導奨励施設

いわゆる指導奨励施設には、農事試験、品評会、農事講話、組合の奨励、学事奨励、自治の奨励などがあつた。⁽⁶⁾農事試験は札幌から離れた地方の耕種法改善のため、第五・第六・第八農場において一九〇二年（明治三五）より実施した。試験種類は延べ六二に及んだが、内容は比較的簡単な収量試験が主であり、これも一九〇八年度で打切った。このほか各地の開墾がほぼ終わった一九〇八年以降、小作人の経営調査のため各戸について毎年稼穡調査を行い、家族、耕作反別、収量、価格、動物数、肥料、公課等について成果を報告した。

農産品評会は一八九七年以降年一回各農場持回りで開催したが、一九一六年度からは経費等の都合で中止した。三〇年度から特に水稻と燕麦の多収穫品評会を各農場ごとに実施したが三

～1922/明治28～大正11)

第 8			全 農 場		
入 場	退 場	現在戸数	入 場	退 場	現在戸数
—	—	—	140	7	133
3	1	2	93	16	210
44	0	46	152	34	328
85	3	128	139	33	434
150	20	258	208	57	585
249	68	439	296	113	768
425	130	734	506	176	1,098
139	175	698	171	215	1,054
85	86	697	122	123	1,053
127	121	703	163	164	1,052
88	159	632	110	190	972
108	181	559	129	205	896
81	112	528	109	140	865
44	45	527	52	50	867
1,628	1,101	527	2,390	1,523	867

現在戸数は各2年目の年末現在戸数

四年には中止した。また堆肥品評会も一九二二年以降行い、農業経営品評会・牛馬品評会も開催したことがある。

農事講話会は一九〇五年より毎年一回講師として専門分野の職員を派遣して開いた。おおむね同じテーマを各農場でくり返している。内容は耕種・養畜の全般にわたるが、一九一三年以降の産業組合、一九年以降の農業経済、二二年以降の土地改良等のテーマが、時代を反映してめだつ。奨励組合には産業組合、水利組合、農事実行組合、畜産組合、小作料納入組合等があり、各組合の事業に補助金を与えた。なかでも産業組合の結成には力を入れ、一九一四年第三農場に札幌村農大信用購買販売組合が設立され、翌年中には第七農場を除く全農場に設立をみた。学事奨励というのは小作人子弟の小学校児童の成績優秀者に賞金を与え、あるいは同小学校の施設改善のため若干の補助金を交付したものである。

『北海道帝国大学附属小作農場事業概要・昭和十一年』によれば、自治奨励のためまず一八九九年第五農場小作人に「借地人申合規約」を締結させ、以後これを他農場に及ぼし、一九〇六年全小作農場において同上規約が成立したという。これは全三四条で日常規範から相互扶助規定、営農指示、組合制度等になっていたへん整然としたものであるが、要するに義務規定のみで構成され、自治および権利の主張はほとんどみられず、他

表 1 小作戸数及び移動(1895

	第 3 ・ 第 4 ・ 第 7			第 5 ・ 第 6		
	入 場	退 場	現在戸数	入 場	退 場	現在戸数
1895～ 96	71	7	64	69	0	69
1897～ 98	32	9	87	58	6	121
1899～1900	46	11	122	62	23	160
1901～ 02	15	16	121	39	14	185
1903～ 04	19	16	124	39	21	203
1905～ 06	13	13	124	34	32	205
1907～ 08	46	20	150	35	26	214
1909～ 10	16	20	146	16	20	210
1911～ 12	13	9	150	24	28	206
1913～ 14	9	10	149	27	33	200
1915～ 16	11	13	147	11	18	193
1917～ 18	10	10	147	11	14	190
1919～ 20	11	12	146	17	16	191
1921～ 22	5	1	150	3	4	190
(1895～1922)	317	167	150	445	255	190

備考 1 『農場事業概要・昭和11年』による。 2 入場・退場戸数は各2年間の合計。

の一般小作農場のそれと同じく小作管理規程の一つでしかない。上述の小作料納入組合も、本規約と同様に全員加入義務を負う同じ性質のものといえる。さらに、例えば「第六農場借地人申合規約」に依拠して定められた「道路橋梁用水路修繕申合規約」、「困難者相互救済規約」も同系列のものといえ、同じく明治末制定の「阿野呂学田信用貯金組合定款」、「阿野呂学田青年会々則」も官製の色彩が濃く、このころ道内農村一般にみられた現象の一環であり、あるいは明文規定としてはその典型といえるかもしれない。

3 農場経営の概要

小作人の入場は一八九〇年(明治二三)の農学校同窓会による導入にはじまるが、九五年四月同会が母校に農場を寄付した時は第三農場に三六戸、第四農場に二五戸の小作人がおり、この年のうちに合計九四戸にふえた。表1は農場を沿革・所在等に共通性をもつ三つのグループに分け、小作人の動向に一区切りのついた第一次大戦後までについてみたものである。

いわゆる旧開地域に属する第一グループ(第三・第四・第七農場)は、最も早く土地が取得され、いずれも農学校等の直営の経験をもつ。小作人の移動には極端な動きがなく、現在戸数も早く安定数に達して減少しなかった。第二グループ(第五・

第六農場)は、同じ旧開地域にありながらやや遅れて出発したため、短期間に最大数に達し、その後漸減傾向をみせた。最後の第八農場(富良野・山部農場)は新開地域にあり、これも短時日で急増し、特に山部農場へ一九〇六年(明治三九)〜〇八年(明治四一)に四六三戸の入場があり、これは〇九年に第八農場(七三六戸)・全農場合計(一一〇四戸)とも最大数に達する原因となっている。その一方で退場者も多く、特に〇八年以後の三年間と第一次大戦中の一九一六年以後の四年間にその山があり、急速に現住戸数はへった。しかし第八農場(一九二三年入場者四戸、退場者五戸)もふくめ、二一〜二二年を境に全体として小作人の動きはほとんどなくなり、農場が開墾時代を終え、一応の安定期に入ることがわかる。

次に表2により農場経営の概要をみると、まず大正中期に開墾時代が終わり、そのころより水田化のテンポが早まりそれによって収入もふえた。しかしこれは一方で、しばしば襲った凶作による水稻収入の減少をつうじて全体収入に打撃を与えることにもなった。

農場別損益の変化を表3でみると、各農場が前述したグループごとの特徴を示し、また銚下年期がしだいに終了して小作料収入が確保され、早くも一九〇二年(明治三五)以降、全農場をあわせると小作料収入のみで黒字経営が可能になったことな

表2 小作農場(第3〜第8)概要

(単位 町, 円)

年次(度)	小作戸数	開墾地積		有料貸付地積		農場年間収支			
		年内新墾	開墾地積合計	田	畑	収入	支出	損	益
1895(明28)	94	51.0	369.6	—	—	1,231	1,765	△	534
1900(〃33)	328	164.0	1,011.4	—	—	4,125	3,339		786
1905(〃38)	638	281.2	2,298.8	*23.9	*1,453.4	9,807	3,657		6,150
1910(〃43)	1,054	293.6	4,586.2	35.8	2,781.5	21,895	6,410		15,485
1915(大4)	1,025	42.5	4,993.5	134.7	4,658.4	46,442	10,673		35,769
1920(〃9)	865	0.3	5,071.9	174.9	5,054.9	57,006	29,044		27,962
1925(〃14)	863	—	—	392.1	4,747.9	96,305	38,020		58,285
1930(昭5)	809	—	—	854.5	4,234.0	116,460	53,476		62,984
1934(〃9)	836	—	—	927.4	4,158.4	97,598	53,905		43,693

備考 1 年間収支の1895・1900・1905各年は『農場成績報告・明治42年』により、その他は『農場事業概要・昭和11年』による。

2 有料貸付面積は耕地契約および未開地契約の合計(未開地契約の水田は1920年まで、畑は1924年で終る)

3 *は1906年の数字

表 3 農場別年間損益

(単位 円)

	第3農場	第4農場	第5農場	第6農場	第7農場	第8農場	計
1895	287	* 11	△ 292	△ 594	52	—	△ 537
96	* 346	* 2,888	△ 154	△ 431	52	—	* 2,701
97	330	△ 144	△ 167	* 95	△ 67	—	* 47
98	837	413	△ 145	△ 402	32	△ 1,351	△ 615
99	1,056	2,058	△ 141	△ 22	2	* 292	* 3,245
1900	1,920	383	△ 82	△ 213	41	△ 1,263	* 785
01	1,182	555	75	232	26	* 677	* 2,749
02	1,538	512	243	612	31	△ 439	2,497
03	1,601	631	478	1,131	114	△ 421	3,534
04	3,636	717	707	1,603	539	* 1,459	8,661
05	2,751	546	925	1,838	211	△ 120	6,152
06	2,895	892	955	2,040	176	* 219	7,176
10	3,372	1,758	1,443	3,329	280	5,303	15,486
15	3,242	2,013	3,151	6,355	656	20,351	35,768
20	3,714	2,614	5,306	7,635	814	7,880	27,962
25	3,674	3,118	6,105	8,749	1,270	35,369	58,285
30	3,845	3,389	5,187	13,256	—	37,306	62,983
34	4,719	2,860	5,255	4,731	—	26,128	43,694

備考 1 『農場成績報告・明治42年』および『農場事業概要・昭和11年』による。

2 開拓初期の農場収入には立木などの生産物払下代がふくまれる。それを除く土地賃下料のみで計算すると赤字になる場合*印を付した。

3 計算後の数字を4捨5入したので計があわない場合がある。

どがわかる。

なお、ここには十分表われていないが、経済変動・凶作等の影響により、一九二一年(大正一〇)の山部農場、二四年の第六農場、二七年(昭和二)・二九年の第七農場、三一年の第四農場、三三年の第四・第五・第八各農場の収支が赤字となっており、三三年の冷水害のため全農場で一万五五九三円余の損失がでた。

ここで小作農場の収支と関連してかんとんに直営農場の収支状況にふれてみたい。直営農場は前述のように、実験農場たる第一農場・余市果樹園と経済農場・模範農場たる第二農場に分れるが、それらを含む一九一四年度全農場の概要は表4のとおりであった。

第一農場と余市果樹園は最初から収支の均衡は度外視しているが、第二農場の収支状況も良好とはいえない。支出中には資本金利子と公租公課は算入さ

表4 附属全農場の収支(1914)

(単位 町, 円)

	総地積 (自作地) (小作地)			収 入	支 出	損 益
第1農場	79.7	49.7	5.3	1,972	17,873	△15,901
第2農場	143.7	94.6	—	10,935	9,944	991
第3農場	317.7	9.3	307.1	3,961	261	3,700
第4農場	647.6	—	375.7	3,226	387	2,839
第5農場	506.7	—	395.9	4,392	413	3,979
第6農場	713.4	—	692.8	6,769	482	6,287
第7農場	79.9	—	68.6	669	7	662
第8農場	3,792.4	—	3,579.8	22,855	2,346	20,509
余市果樹園	2.8	2.1	0.7	356	687	△331
農場事務所	—	—	—	—	6,514	△6,514
計	6,284.0	155.8	5,425.9	55,134	38,912	16,222

- 備考 1 『農場事業報告概要・大正三年度』による。
 2 宅地の収支は算入していない。
 3 4捨5入のため計があわない。
 4 第2農場収入中、畜産関係の比率は87%。飼養牛は112頭。

表5 第2農場の収支(1920~1934)

(単位 円)

	収 入	支 出	損 益
1920	24,026	18,228	5,799
1925	32,476	24,621	7,855
1930	33,126	26,563	6,563
1934	20,792	22,646	△1,854

- 備考 1 『農場事業報告概要』(各年度)による。
 2 宅地・家屋の収支は含まない。
 3 1934年の収入中、畜産関係の比率は98%。

学校当局は、当時最高の施設と技術をもって直営農場の経営にあたり、また研究成果の公開・普及、学生の実習などをつうじて所期の目的達成につとめた。しかし経営の収支面についていえば、国費支出を背景に辛うじて黒字を維持するという状態であり、民間農

れておらず、それを入れれば赤字となるであろう。小作農場経費にも、直営農場にくらべれば低額であろうが資本利子が入っていない。ただ第二農場には四〇町五反歩の宅地があり、その収入は一万一〇六六円に達し、経費は二二六円余にすぎず、一万〇八三九円余の収益をあげている。宅地収入は一九一八年度の一万六二一六円余を境に、たぶん医学部用地等への宅地転用のため翌一九二〇年度より一〇〇〇円台に急落する。それに代わって表5の如く第二農場の農場収入(生産物売却代・雑収入)が増加し、経営が一定の軌道にのったことをうかがわせる。

牧場に対し必ずしも「模範」たり得ていない。たとえば同時期の模範牧場として著名な宇都宮牧場の場合、一九一二年で収入一万二二八〇円、支出八六三九円、差引収益三六四一円を得たが、資本利子等を差引くと一一一円余となり、飼養牛は九〇頭、土地は畑・牧草地等計二一町歩であるから、第二農場とはくらぶべくもない。

4 小作農家の経営

小作農家の経営について二、三の指標により概観を試みる。まず次の表6は小作農場廃止までの小作反別・小作料の変化を示したものである。いうまでもなく一九四九年以降の数字は、第二次大戦後の物価上昇および農地改革による変化を反映している。戦前の小作料合計の最高は四四年の一三万三八九三円余であるが、反別は畑が二一年五一〇六町歩余でピークとなり、田は年々拡張し四四年には一一七〇・八町歩余となっていた。全体面積の最高は四七年の五四六五・九町歩であった。さらに次表7は、もっとも長期にわたり田畑別反当小作料を知りうる第五農場についてみたものである。

小作料は「土地貸下規程」によってまる四年ごとに更改が定められていたが、戦後は四八年に二倍、五二年に田三倍・畑四倍、五八年に一〇倍という極端な値上げがされたようである。以上のような状況下でまず一戸当たりの作付面積は、表8の

表6 小作反別・小作料金

(単位 町, 円)

	田		畑		計	
	反 別	料 金	反 別	料 金	反 別	料 金
1934(昭9)	927.3	—	4,158.0	—	5,085.3	94,931
1936(≍11)	996.5	53,079	4,109.6	66,343	5,106.2	119,422
1940(≍15)	1,067.8	53,462	4,091.9	66,937	5,159.7	120,399
1945(≍20)	1,125.1	34,116	4,288.5	68,859	5,413.6	102,975
1949(≍24)	1,151.1	153,979	4,313.5	140,462	5,464.6	294,441
1950(≍25)	194.2	27,996	655.1	21,531	849.3	49,527
1955(≍30)	194.7	84,247	701.5	86,960	896.2	171,207
1960(≍35)	222.6	946,862	607.1	842,561	979.0	1,830,510
1964(≍39)	222.1	943,945	606.4	841,618	978.1	1,826,757

- 備考 1 各年度の『事業報告概要』および「小作料調査」(農学部附属農場資料)による。
 2 各農場の実収小作料を集計
 3 1960・1964年の各計にはそれぞれ「原・牧・林・草・植」(149.3町歩・41,087円および149.6町歩・41,194円)がふくまれている。

表7 反当平均小作料(第5農場)
(単位 円)

	田	畑
1906(明39)	1.500	0.914
1910(大4)	1.845	0.754
1915(大4)	2.991	1.045
1920(大9)	4.566	1.342
1925(大14)	5.809	1.646
1930(昭5)	5.932	1.655
1934(大9)	5.943	1.651
1936(大11)	5.929	1.653
1940(大15)	5.970	1.666
1945(大20)	7.091	1.730
1949(大24)	14.339	3.436
1950(大25)	14.404	3.160
1955(大30)	43.212	12.637
1960(大35)	431.795	126.137
1964(大39)	431.802	126.149

備考 1 耕地契約小作料を示し、1934年までは『農場事業概要・昭和11年』により、いごは前掲「小作料調査」より計算
2 1960・1964年の原野ほかの小作料は10.010円

如くいわゆる一戸分区分画の五町歩(第八農場は四町歩)から六町歩の間にあったが、同一面積のなかで畑と田が年を追って少しずつ交代する形をみせている。さらに以下の諸表は、平均的な小農を中心に、中農・大農もふくめた農場小作人の収支を示し(表9・11)、かつそれを全道の普通小作農家(表12)と対比したものである(但し資料上の限界から簡単な比較にとどまる)。

表9・10のサンプル農家は第七農場を除く全農場にわたる五〇戸であるが、たまたまその約九割は家計状態が中等或いはそれ以上に属するものであった。まず表9のなかでは公課および小作料(小農で三六・五円、大農で一四〇・六円)の低さが目

表8 1戸当たり平均作付面積 (単位 町)

	第4農場		第6農場		第8農場(山部)		全農場		
	田	畑	田	畑	田	畑	田	畑	計
1908	0.0	4.6	0.1	4.3	—	2.7	0.1	3.4	3.5
1910	0.1	5.0	0.1	4.8	—	3.9	0.1	4.2	4.3
1915	0.2	4.2	0.2	5.4	—	4.5	0.2	4.6	4.7
1920	0.4	4.0	0.3	5.6	0.0	5.9	0.3	5.5	5.9
1925	0.6	3.5	2.0	3.6	0.5	5.0	1.0	4.3	5.3
1930	0.9	3.7	2.9	2.9	0.7	5.6	1.4	4.6	6.0
1934	0.9	3.7	2.7	2.5	0.8	5.5	1.4	4.4	5.8

備考 『農場事業概要・昭和11年』による。

につく(小農は全収入の七・三%、大農は九・一%)。ついで表10によれば、これら小農が自己所有地(小作料から大部分が田と推定される)を平均六・七反も所有しているが、これは普通の農場小作の概念からはみだすものであろう。その上に雑収入一九六円の付加は大きく、この部分がかかるまる益金として残った形である。そのことは次の表11にもあてはまる。この場合

表9 農場小作人の階層別農業収支 (1915)

(単位 円)

		小 農	中 農	大 農
収 入	植産収入	491.764	930.681	1,468.579
	畜産収入・ 雑収入	9.533	53.057	68.009
	計	501.297	983.738	1,536.588
支 出	償却金・ 修繕費	20.155	37.045	45.214
	流通資金	74.968	185.656	328.714
	公課・小作料	47.503	98.127	172.060
	計	142.626	320.828	545.988
差引益金		358.671	662.910	990.600

- 備考 1 『農場事業概要』(1918年刊)による。
 2 償却金は農具のみ計上
 3 自家労賃は支出に計上せず。
 4 小農は2.5~4.9町, 15戸平均。中農は5.0~8.9町,
 24戸平均。大農は10~14.95町, 11戸平均による。

の副業収入の中味は運搬業一八二円、貸金利子七〇円、出稼ぎ五四円などであった。

表12の普通小作とくらべると、農業関係収支ではさほどの差がないのに、副業収入高の差が最終差引に大きくでた。さらに両者の農業(場)支出のうち小作料が、農場畑小作四四・八円であるのに対し、普通畑小作は一〇六・三元、同水田小作一五六・七円と大差があり、その差額が後者の生計費あるいは営農費の縮小にあてられたものであろう。

表11 家計収支 (小農・1911)

	畑 (5.0町歩)
	円
農業収入	497.340
副業収入	326.000
計	823.340
農業支出	239.239
家計費	360.990
計	600.229
差引	223.111

- 備考 1 『第六農場小作経営一覧』(1912年)による。
 2 10・12表にあわせて自家労賃・資本利子および償却金の一部を除いて項目を再構成

表10 家計収支 (小農・1915)

		小 農
	円	
収 入	農業益金	358.671
	所有地小作料	17.200
	雑収入計	195.800
支 出	償却金・修繕費	23.910
	公課・所有地経費	7.000
	食諸臨時費	189.702
	雑時費	149.146
	特別支出計	11.080
		15.118
差引益金		395.956
小 (中 大)	農業	175.715
	農	352.433
	農	398.535

- 備考 1 『農場事業概要』(1918年刊)による。
 2 自己所有地6.7反を所有
 3 償却金は家具のみ計上

表12 家計収支（普通小作）

	水田(2.5町歩)	畑(5.0町歩)
	円	円
農場収入	490.923	397.325
副業収入	46.450	52.250
計	537.373	449.575
農場支出	244.476	180.750
生計費	288.859	263.900
計	533.335	444.650
差引	4.038	4.925

- 備考 1 『産業調査報告書』第6巻による。
 2 対象時期は1911年か1912年
 3 札幌・空知・上川・函館各支庁管内の水田・畑小作農家各4戸の平均

このような小作料の相対的な低さは附属農場の重要な特徴であり、また利点であった。⁽⁹⁾これが基礎となつて前述のような比較的大規模な小作面積をもち、そのうえに農場外に所有地をもつ小作農がかなり生じた。農場内にも又小作がしばしば発生し、さらに当局の奨励もあつて自ら生産した馬鈴薯を原料とする澱粉工場が小作人によつて各地に設立されるなど、附属農場小作人の相対的なゆとりを示す事柄は少なくなかつた。そのため当局による管理統制もあいまって、小作争議はほとんど見られず、経済的にも社会的にも一応安定した村落を形づくつたとみられる。

とはいえ、小作人の地位が当初のもくろみどおりになつたといふことではない。例えば一九〇八年度（明治四一）において、全小作戸数一〇七一戸（記載のない第七農場をのぞく）のうち、国税納税者はそのわずか五・六％の六〇戸にすぎなかつた。さらに第六・第八農場合計小作人八六七戸のうち衆議院議員選挙権者は二人、道會議員選挙権者は一六人、村會議員・村惣代人選挙権者は三三三人という数字がある。⁽¹⁰⁾これらは小作人の経済的社会的地位の低さをものがたるものである。かつて佐藤昌介は、あるべき小作農の姿として国會議員の被選挙権を有する農民像をえがいていたが、農場が企画されてから二〇年、佐藤の見込みは大きくはずれたといえよう。

二 小作農場の廃止

1 戦前の小作問題

第五・第六農場のあつた角田村や第八農場のあつた富良野周辺は、農民運動史上に残る小作争議の頻発した所である。その中で比較的安定した農場経営が維持された理由として、前述のように小作料が低廉なこと、さらに以下のような当局側の対応の仕方などを挙げ得よう。

附属農場所蔵資料によれば、一九二六年度の北大農場及び演

習林収入未済額三万五三七五円余のうち、三万二八五七円余は第八農場山部、下富良野両場のものであった。三〇年四月現在、両場の小作料未済額は実に五万五九一二円余と膨張していた。この未納の発生は一九二〇年の農産物価格暴落にはじまり、この年度は四六円余に過ぎなかったが、翌年には大豆虫害、翌々年には水害が加わるなどして年々増加した。この間大学側も年賦償還計画をたて徴収につとめたが、契約解除処分などは例外であり、種々の手段を講じて穩便に処理しているかみえる。三五年七月調の第八農場貸料未納額は小作料二万三五一円余、宅地料一〇一九円余に減じていた。

一方小作側も、事にあたって抑制された態度で終始している点がめだつ。例えば第六農場で一九二二年電気揚水機組合を作り水田造成を進めたが、工事費の加重と連続凶作の打撃により資金困難に陥り、三四、三五年には大学に対し小作料の削減と工事費残額の低利年賦切りかえ等を再三歎願し、ついには小作料不払いの結盟と大学への通告にまで及んだが、それ以上には進まなかったようである。

大学の農場管理に対し国の機関から注文のあったことは前注でみたが、より基本的な農場整理意見がすでに一九二〇年ころにてでいた。同年の官有財産調査委員の視察により、大学の小作農場保有を不利益とし、これを借地人等に売却整理し、資金

は他の方法によつて保有すべしという意見がだされた。山部村では委員の来村を機に官有地解除の請願陳情を行い、さらに二一年四月には村長名で大蔵大臣および文部大臣あてに北大附属農場・東大演習林の解放とその小作人並びに村への払下げを請願⁽¹²⁾している。

調査委員の意見の中に「従属的小作人階級を永く存続させることは社会上好ましくないこと」「浮動的小作人多数のため自治体の発達に支障があること」などの項目があった。それらに関する大学側の所見によれば、今日では小作制度を否定することとはできず、「寧ろ進んで附属農場ニ於て小作制度ニ対スル諸種ノ研究調査ヲ行ヒ以テ世間一般ノ小作制度改善ニ尽ス処アラント欲スルモノナリ」とのべ、さらに「小作人ノ立場ヨリ觀察スルニ、第一、小作人ハ本学農場ノ小作人タル事ヲ幸福トスル事。……第二、土地ヲ売却スルモ小作人ノ大部分ハ之ヲ買得シ得ザル事」などと主張し、最後に小作地払下げ運動について「斯カル運動ハ多ク皆官有地ノ払下ナレバ價格ハ法外ニ低廉ニナシ得ベシトノ事ヲ前提トシテノ野心家輩ガ煽動スルニヨルモノニシテ着実勤勉ナル小作人等ニ於テハ本学小作人タルニ満足シ致テ如斯希望ヲ起シ居ラザルヲ認メタリ」と断定している。このような所見は、開墾諸費用を負担しなかった（それ故小作料が低かった）「開墾地主」ならざる「大学地主」の意見としては

「恩恵」の押付けがすぎ、小作人に対する無理解をも露呈している。ただ農場経営に学術研究という名分があり、収支が著しい赤字とまらない限り、その持続は保証されていたということであろう。

大正末に始まった自作農創設維持事業は戦時に拍車をかけられたが、一九四一年以降、富良野農場で自作農創設の実施を要請する運動が起され、烈々布農場でも同様の動きがみられたが、いずれもみのらなかったようである。⁽¹³⁾

2 農地改革による農場の解体

戦前の北海道の小作地率特にその不在地主の所有率は府県にくらべて著しく高かった。そして農地改革による解放率も北海道九三・一％、府県七七・八％と大きな開きがあり、北海道において徹底した。第一次大戦以後大規模地主層が漸減する一方で、北海道地主と称される一〇〇町歩をこえる巨大地主の存続率は比較的高かったが、農地改革まで生きのびた拓銀・日甜・三井合名・蜂須賀・高島などのいわゆる資本地主・華族農場、さらに赤心社・北越殖民社などの団体農場などがごとく改革によって解体した。それらとくらべて国有財産に属する附属農場の解放過程は特色あるものであった。それは『北海道農地改革史』下巻第一部（東日出男稿 学田の解放）において

詳述されており、本稿ではその要約は避け、本稿のテーマに即して二、三の問題をとり上げてみたい。

農地改革に直面した北大は小作農地の全面解放をこぼみ、四九年九月道庁・文部省への通知において約二割、一一〇〇余町歩の残置を主張した（演習林内農地は未解放）。その理由として従来から継続の試験研究および学生の実習地としての必要性をあげた。しかし、それらは小作農家を対象とする必然性に欠けるとして道庁を納得させなかった。道庁は附属農場が一般の小作地と変らず、かつ試験研究地としてみるべきものはないという見解であった。

一方注目すべきことは、小作人の七割が解放反対であるとする北大の調査があり、それに対して道庁側は七割が解放希望との調査結果を示した。両方を割引きしても、小作者の中に小作継続希望者が多かったことは、一般小作地にくらべて特異な現象であったといえる。その理由が当時各様の立場から表明されているが、これまでの検討結果からすれば、小作料の低廉さと安定した小作関係の維持が自作化への欲求を抑えたと考えられる。

結局、北大農場の第一次解放は表13のような結果で終了した。それが戦後農業・農村の諸変化、なかでも一九六〇年代の政府資金導入の資格問題等がからんで、ついに小作地の全面解

表13 解放耕地面積・小作戸数(1950)

	解 放 耕 地	全耕地(1949)	解 放 小 作	全 小 作
	町	町	戸	戸
烈々布農場	321.9	312.8	70	70
簾舞農場	569.1	646.7	101	118
角田北農場	197.6	427.7	29	64
角田南農場	709.9	718.1	154	155
富良野農場	806.5	1,173.2	191	262
山 部 農 場	2,014.8	2,186.1	385	413
計	4,619.8	5,464.5	930	1,082

備考 耕地は「雑書綴・昭和25年度」・「小作料調査・自昭和21年度」, 小作は「雑書綴・自昭和17年」(いずれも附属農場所蔵)による。

放へと進むにいたったのである。

北大農場第二次解放運動の中心となった富良野町・山部村では、一九六一年四月北大農場解放期成会を結成し、六月共同で小作地解放請願書を北大に提出し、翌一九六二年には栗山町・札幌市簾舞の農場も加わって連合会を結成し運動をすすめた。このほか幌加内・中川・幌延・音威子府等各地の演習林内農地でも解放請願が行われた。その結果、一九六三年十月北大評議会は全農地の売払いを決定した。富良野・山部では一九六五年三月には売渡し通知書が手交され、それぞれ解放祝賀会が開催されたのである。⁽¹⁴⁾

おわりに

小作農場設置の主旨は、当初は学校維持資金とすることが基本にあり、同時に小作農業の好例を示そうということであった。それがのちには小作制度・農業経営に関する試験研究プラス小作料の徴収といった風に目的の表現がかなり変わった。その背景として、一つには農場の財産価値と収入の比重が大学全体の財政の中で低下したことがあり、さらに北海道で小作制度が確立し、その過程で佐藤昌介に代表される当初の近代的な小作農場構想が無意味に近くなったことなどが考えられる。

附属農場は土地制度の上では国有地として、普通小作農場が

追求する地代部分の完全な実現を必ずしも要しないのであり、資本の投下形態、租税公課の負担等における特殊性も加わって経営は厳密な計算に基づくものではなかった。この点同じく巨大な国家所有の範疇に属し、小作料の低さも共通する御料地とくらべても、経営態様には一層の弾力性が感じられる。

こうして時代の風潮であった小作爭議、「土地売逃げ」などからも免れることができ、「模範農村」を自称することもできたのである。しかし大学農場といえども開拓農民の困難が小さかったということはできない。むしろ保護規定を欠いていたために入地当初の苦痛は大きかったのである。確かに大学は種々手を尽して農場経営を行ったのであるが、それもある時期までであり、あとは惰性で推移したようにみえる。試験調査の継続も同様の経過をたどった。大学農場なるが故の技術上経営上の卓越性や特殊性を見出すことは困難である。その点ではむしろごく普通の小作農場に近かったといえる。

ただ、北海道で最大級の小作農場・農村を永年にわたり平穩裡に維持経営したことの客観的意義はあったと思われる。また系統的な経営資料の集積も今後の活用しだいで価値を発揮するだろう。⁽¹⁵⁾ 本稿はその一端にふれようとしたにすぎない。

〔注〕

(1) 『北大百年史札幌農学校史料(一)』八五六

(2) 『東北帝国大学農科大学農場成績報告・明治四十二年』八ページ。有永明人「林内殖民制度に関する研究」『北海道大学農学部演習林研究報告』三二巻二号、一九七四年

(3) 前掲『農場成績報告・明治四十二年』一ページ。『北海道帝国大学農学部附属小作農場事業概要・昭和十一年』一五一―一六ページ

(4) 「例規 自昭和十一年至昭和十八年 農場」(北大農学部附属農場所蔵資料)

(5) 同前「例規 自昭和十九年 農場」

(6) 以下は「農場成績報告・明治四十二年」、「農場事業概要・昭和十一年」はか年々の『農場事業(報告) 概要』による。

(7) 『第六農場小作経営一覽』一九二二年

(8) 北海道庁『産業調査報告書』第七巻、民有牧場三三ページ以下

(9) 後掲の表は普通小作農場との単純比較であるが、小作料率をくらべるとその差はさらに広がるであらう。

(10) 『農場成績報告・明治四十二年』

(11) 「会計検査院要求書類並に審理書其他 昭和二年以降 農場」(附属農場資料)。一九二七年七月の会計検査院の審理書は、農場小作料が近隣民間経営の小作料にくらべ著しく低廉であり、その上に更に減額措置をとったことの説明を求めている。大学側は民間小作料には開墾期の地主負担額が加味されていること、また地味の減退や景気下落に対する改訂の必要性等の理由をあげて答弁した。

(12) 同前資料および『山部町史』二二〇ページ

(13) 北海道『北海道農地改革史』下巻、二七〇ページ

(14) 『富良野市史』第一巻、『山部町史』前掲有永「林内殖民制度

附属農場と周辺民間農場の小作料比較(1930)

(単位 円)

	田		畑	
	最 高	最 低	最 高	最 低
第 3 農 場	6.000	5.000	2.500	1.800
杉 本 農 場	13.200	6.600	3.500	0.800
第 4 農 場	7.000	2.500	4.000	0.200
小 村 農 場	11.000	6.000	3.500	2.000
第 5 農 場	8.000	2.500	2.200	0.900
第 6 農 場	6.000	2.500	2.700	0.900
湯 地 農 場	13.200	11.000	2.500	1.500
鳩 山 農 場	12.100	7.000	2.200	1.500
第 8 {富良野	7.000	3.650	3.000	0.600
農場 {山 部	7.000	4.000	2.700	0.500
佐々木農場	12.600	6.600	4.000	1.500
磯 野 農 場	12.000	6.000	4.000	1.200

附属農場資料「会計検査院要求書類並に審理書其他 昭和二年以降 農場」より作成

なお本稿作成にあたり、旧学田関係者より貴重な話を種々うかがうことができた。栗山町白石憲司郎氏、富良野市日野政史氏、野村

に関する研究」

(15) 農場関係資料としては前掲刊行物のほか、一九二〇年から三四年にいたる各年度の『農場事業(報告)概要』および『農場実報』三号(一九三七、三九年)などの刊行物、さらに農学部附属農場所蔵の土地および会計書類を中心とした相当量の簿書類があるが、沿革部分をのぞいてほとんど利用されていない。

卓雄氏そのほかの方々へ厚く御礼申しあげます。

(北海道総務部行政資料課)